

## 「下水道使用料の改定について」の答申について（報告）

令和3年10月27日付けで諮問がありました「下水道使用料の改定について」の件について、令和4年7月12日付けで下記のとおり、知立市上下水道事業審議会会長から知立市長へ答申されました。

### 記

#### 1. 下水道事業の財政状況改善に向けての下水道使用料の改定について

知立市の下水道事業は、汚水処理に係る経費を下水道使用料だけで賄うことが出来ず、不足分は一般会計からの基準外繰入金を投入することで成り立っている状態である。この財政状況を改善するため、国が示す適正な使用料単価 150 円/㎡を目標し、急激な負担増とならないよう令和5年度より 125 円/㎡、令和10年度より 150 円/㎡の2段階での改定を検討するものとし、使用料体系及び使用料を別表のとおり1段階目の改定をすることはやむを得ないとする。

なお消費税については、現行どおり外税とすることが望ましい。

#### 2. 使用料改定の時期

令和5年4月1日から適用することが妥当である。

#### 3. 要望事項

- (1) 費用の削減、収益の増加の取り組みを継続して行い、経営健全化に向けて、より一層努めること。
- (2) 効率的な整備を行い、普及率の向上に、より一層努めること。

別表

(現行)

種別	区分	使用料 (1月につき)	
一般汚水	基本使用料	700円	
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> まで	10円
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	85円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	95円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	110円
		50m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	160円	
公衆浴場汚水	一般汚水使用料で算定した額の1/2		
臨時汚水	1m <sup>3</sup> につき	180円	

(改定案)

種別	区分	使用料 (1月につき)	
一般汚水	基本使用料	750円	
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> まで	30円
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	110円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	125円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	145円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160円
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	175円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	210円	
公衆浴場汚水	一般汚水使用料で算定した額の1/2		
臨時汚水	1m <sup>3</sup> につき	230円	